

平成二十一年五月十八日提出
質問第四一三号

検察官等による犯罪行為の発生件数等に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

検察官等による犯罪行為の発生件数等に関する質問主意書

一 本年五月十四日、さいたま地方検察庁刑事部の検事が、JR埼京線の電車内で女性に対して痴漢行為を行ったとして、警視庁板橋署により東京都迷惑防止条例違反（痴漢）容疑で現行犯逮捕されるという事件が発生したが、右事件と同様の、現職の検察官、または検察事務官（以下、「検察官等」という。）による痴漢事件、他に盗撮や児童買春等、公序良俗に反する破廉恥事件は、過去五年間に何件発生しているか明らかにされたい。

二 一のさいたま地検の検事を含め、過去五年間に公序良俗に反する破廉恥事件を起こした「検察官等」に対して、どのような処分が下されているのか説明されたい。

三 二の処分に関する文書は作成されているか。

四 「検察官等」が飲酒運転や交通事故等、自動車等の運転に関連して事故を起こした事例は、過去五年間に何件発生しているか。

五 四の過去五年間に運転事故を起こした「検察官等」に対して、どのような処分が下されているのか説明されたい。

六 五の処分に関する文書は作成されているか。

七 検察庁において、「検察官等」による公序良俗に反する破廉恥事件や自動車等の運転に関連した事故の発生を防止するため、どのような対策をとっているか説明されたい。

右質問する。